

平成 1 8 年度弁理士試験
短 答 式 筆 記 試 験 問 題 集

〔 1 〕 甲田三郎は、個人で美容院を営む美容師である。甲田は、いわゆるカリスマ美容師で、需要層である女性の間では、全国的に、甲田三郎の名を知らない者はいないといわれるほどであり、彼女たちには「ダンディ甲田」とも呼ばれているし、甲田三郎も彼の美容院に「ダンディ甲田の店」と記した看板を掲げている。また、甲田が得意とする巧妙なヘアカットの手法は、従来から存在するものではあるが、近年では、世間で「甲田カット」と呼ばれるようになった。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 乙川三郎という名前の美容師が、「ヘアサロン三郎」という名称で美容院を開業して営むことは、不正競争となる。
- 2 市販されているビデオテープや雑誌を見て甲田カットを習得した美容師が、彼の営む美容院において「甲田カットできます。」と書いた貼り紙を掲示することは、不正競争となる。
- 3 甲田三郎がベルトに数多くのフックを縫いつけて、くし、ブラシ、ハサミ、ペンシルなどをぶらさげているのに目をつけた服飾メーカーが、数多くのフックを縫いつけたベルトを売り出すことは、不正競争となる。
- 4 甲田三郎のもとで修行したことがある美容師が、彼が開業した美容院のチラシに「甲田三郎のもとで修行したことがある。」と表示することは、不正競争となる。
- 5 化粧品メーカーが、甲田三郎の同意を得ることなしに、女性向けのヘアスプレーに「Saburo Koda」という商品名を付けて販売することは、不正競争となる。

〔 2 〕 外国語書面出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

(イ) 外国語書面出願の出願人は、その特許出願の日から2月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならないが、特許法の規定によっては当該出願人の請求により当該提出期間の延長が認められる場合はない。

(ロ) 外国語書面出願の出願人が、その特許出願の日から2月以内に外国語書面に含まれる図面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなかった場合、その特許出願は取り下げられたものとみなされる。

(ハ) 外国語書面出願の出願人が、その特許出願の日から2月以内に外国語要約書面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなかった場合、その特許出願は取り下げられたものとみなされる。

(ニ) 外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面について補正をすることができる場合はない。

(ホ) 外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面の日本語による翻訳文を提出した後でなければ、当該特許出願の分割をすることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 3 〕 商標登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る商標が、世界貿易機関の加盟国のぶどう酒の産地を表示する標章のうちその加盟国においてその産地以外の地域を産地とするぶどう酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であって、その産地以外の地域を産地とするぶどう酒について使用をするものに該当する場合には、その商標登録出願の時にはそのような商標に該当しない場合でも、そのことを理由として、商標登録を受けることができない。
- (ロ) 商標登録出願に係る商標が、その出願の日後の出願に係る他人の登録防護標章と同一の商標であって、当該防護標章登録に係る指定商品について使用をするものである場合には、そのことを理由として、その商標について商標登録を受けることができない。
- (ハ) 甲が、「ビール、清涼飲料」を指定商品とする商標イについて商標登録出願Aをし、その出願の日から6月を経過した後、乙が、「ビール」を指定商品とするイに類似する商標ロについて商標登録出願Bをした。その後、甲が、Aの一部につき、商標法第10条(商標登録出願の分割)の規定により適法に「ビール」を指定商品とする新たな商標登録出願Cをしたとき、Cは、Bに係るロが商標登録されているときは、そのことを理由として、拒絶される場合がある。
- (ニ) 商標法第4条第1項第9号に規定する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標であっても、その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものであれば、商標登録を受けることができる場合がある。
- (ホ) 商標登録出願に係る商標が、その出願に係る指定商品の形状であって、その指定商品の機能を確保するために不可欠な立体的形状を含む場合には、その商標は、商標法第4条第1項第18号の規定に該当するものとして、商標登録を受けることができない。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 5つ

〔 4 〕 特許協力条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際事務局が適切と認めた場合、国際公開には、明細書、請求の範囲、図面、国際調査報告又は特許協力条約第17条(2)(a)〔国際調査報告を作成しない場合〕の宣言、国際調査機関の書面による見解、特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正書及びその説明書が含まれる。
- 2 国際調査機関が、特許協力条約で定める事由により、全部の請求の範囲について国際調査報告を作成しない旨を通知した場合は、特許協力条約第19条(1)に規定する補正をすることができないが、国際予備審査機関が、特許協力条約で定める事由により、全部の請求の範囲について国際予備審査を行わない旨の見解を通知した場合は、特許協力条約第34条(2)(b)に規定する補正をすることができる。
- 3 発明の単一性の欠如に関して追加手数料を支払わなかったため、請求の範囲の一部について国際調査がされていない国際出願が、国際予備審査請求時に特許協力条約第34条(2)(b)に規定する補正を行って発明の単一性を満たすものとなった場合、国際予備審査機関は当該補正後の全部の請求の範囲について国際予備審査を行わなければならない。
- 4 国際調査機関の書面による見解と、特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)は、国際調査機関によって作成され、国際予備審査機関の書面による見解と、特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)は、国際予備審査機関によって作成される。
- 5 受理官庁により国際出願日が認められた国際出願については、国際調査報告又は特許協力条約第17条(2)(a)〔国際調査報告を作成しない場合〕の宣言、及び国際調査機関の書面による見解が必ず作成される。
ただし、当該国際出願は、取り下げられておらず、取り下げられたものとみなされてもいないものとする。

〔 5 〕 特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 特許庁長官は、遠隔の地にある特許出願人から、拒絶査定不服審判を請求することができる期間の経過後に当該期間の延長の請求がなされた場合、特許法の規定によっては当該期間を延長することができない。
- (ロ) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地でない特許出願人から、特許法第108条第1項に規定する第1年から第3年までの各年分の特許料の納付すべき期間の経過前に当該期間の延長の請求がなされた場合、特許法の規定によっては当該期間を延長することができない。
- (ハ) パリ条約の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願審査の請求は、当該特許出願の日から3年以内に行うことができる。
- (ニ) 審査官が、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えた場合、特許庁長官は、特許法の規定により職権でその期間を延長することができる。
- (ホ) 特許出願人は、当該特許出願の日から9年6月を経過するまでは、いつでもその特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 6 〕 特許権侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権者がその特許権について専用実施権を設定した場合、専用実施権者は、自己の名で差止請求をすることができるが、特許権者は、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、業として特許発明の実施をする権利を失うだけでなく、当該特許権に基づく差止請求権を行使することもできない。
- 2 特許権者は、その特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却を請求することができるが、その場合、その侵害の停止又は予防とともに請求しなければならない。
- 3 故意又は過失により特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対し、裁判所は、その特許権者の請求により、その業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができるが、その場合には、損害の賠償とともにしなければならない。
- 4 特許権者が、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、侵害者が譲渡した侵害製品の数量に、特許権者がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの販売価格を乗じて得た額を、特許権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、損害の額とすることができる。
- 5 特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額として請求することができるが、その金銭の額を超える損害の賠償の請求をすることはできない。

〔 7 〕 意匠登録を受けることができる意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 著作物である写真を印刷したカレンダーについて、意匠に係る物品を「カレンダー」として、その写真部分に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合はない。
- 2 携帯電話機の液晶表示部に表示される初期画面の図形は、意匠に係る物品を「携帯電話機」として、その図形に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 登録商標と同一の図形を一部に表した包装紙の意匠について、意匠登録を受けることができる場合はない。
- 4 外観からは見えないスキーの内部構造について、販売時にカタログで内部構造を視覚的に認識できるように図示することを予定しているときは、意匠に係る物品を「スキー」として、その内部構造の形状に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 比重と色の異なる 2 種類の液体を注ぎ重ねて二層状にしたカクテルについて、意匠登録を受けることができる場合がある。

〔 8 〕 著作権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 映画に使用される音楽を創作した作曲家は、その映画のDVDを無許諾で公衆に貸与している者に対し、映画の著作権者と同様に、頒布権侵害を主張することができる。
- 2 本社の従業員がレコード店で購入した音楽CDの曲を、全国に所在する事業所のネットワーク端末で全従業員が利用できるようにすることは、公衆送信権の侵害にあたる。
- 3 カラオケ装置のリース業者は、リース先のカラオケ店がその装置を用いて著作権侵害を行った場合、法的責任を負うことがある。
- 4 複製に使用する機器・記録媒体が私的録音録画補償金の課金の対象となったものであれば、技術的保護手段を回避して行われる複製でも、私的使用のための複製にあたる。
- 5 個人が自己の所有する市販の音楽CDを専ら友達のために複製する行為は、私的使用のための複製にあたらない。

〔 9 〕 特許法又は実用新案法に規定する特許料、手数料等の納付に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の分の既納の特許料は、納付した者の請求があっても返還されない。
- (ロ) 従業者がその職務においてした考案について契約により実用新案登録を受け権利を承継した使用者が、その考案に係る実用新案登録を受ける場合、その使用者が資力に乏しい者であるときは、それを理由として実用新案法の規定により第1年から第3年までの各年分の登録料の納付を猶予されることがある。
- (ハ) 出願審査の請求をした後において、特許をすべき旨の査定の際の送達までの間に特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が減少したときは、出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額が返還される。
- (ニ) 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者による実用新案技術評価の請求があった後に、当該実用新案登録に基づく特許出願がされた場合、実用新案技術評価の請求人が納付した実用新案技術評価の請求の手数料は、その者の請求がなければ返還されない。
- (ホ) 特許を受ける権利が、国と出願審査の請求の手数料の減免を受けない法人甲との共有に係る場合であって、その持分がそれぞれ2分の1であるとき、甲が納付すべき出願審査の請求の手数料は、その特許を受ける権利が甲のみに帰属する場合に甲が納付すべき額の2分の1である。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔10〕商標登録出願についての補正及び補正の却下等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 拒絶査定に対する審判において、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものとして却下された場合、その却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- (ロ) 願書に記載した商標登録を受けようとする商標が文字のみからなる商標の場合、その商標に色彩のみを施す補正は、その文字が同一である限り、その商標の外観、称呼及び觀念に影響を及ぼさないのので、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- (ハ) 補正の却下の決定に対する審判を請求した者は、その決定の謄本の送達があった日から30日以内であっても、当該補正後の商標について商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する新たな商標登録出願をすることができない。
- (ニ) 2以上の商品及び役務の区分を指定した商標登録出願については、商標登録をすべき旨の査定の後、商標権の設定の際の登録料を一括して納付するのと同時の場合に関し、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。
- (ホ) 商標登録の無効の審判において、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものと認められた場合、その補正が要旨を変更するものであったという理由によって、その商標登録が無効とされることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔11〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 人の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法は、産業上の利用可能性がないものとされている。
- 2 加盟国は、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要のない発明について、私人に独占権を与えることが公の秩序又は善良の風俗に反することを理由として、特許の対象から除外することができる。
- 3 加盟国は、特許権の移転について、相続その他の一般承継の場合に限り認めるものと定めることは許されない。
- 4 加盟国は、特許を受けた方法によって得られたものが新規性のある物である場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、特許を受けた方法によって得られたものとみなすことを定める。
- 5 加盟国は、特許権侵害商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への開放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用しなければならない。

〔12〕特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 法人でない社団であって、代表者の定めがあるものは、その名において特許無効審判を請求することができる。
- (ロ) 日本国内に住所を有する特許出願人の委任による代理人甲、乙兩名に、当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求をするための特別の授権が与えられた場合、甲は、単独では当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求をすることができない。
- (ハ) 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない。
- (ニ) 被保佐人が被請求人である特許無効審判において、当該被保佐人は、保佐人の同意を得ることなしに、当該審判請求書の副本の送達の際に指定された期間内に答弁書を提出することができる。
- (ホ) 出願公開の請求書を郵便により提出した場合において、特許出願人が郵便局にその請求書を差し出した日時を当該郵便物の受領証により証明したときは、その日時に当該請求書が特許庁に到達したものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔13〕特許無効審判における手続に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 被請求人が特許請求の範囲の訂正を請求した場合において、その訂正の請求書及びこれに添付された訂正した特許請求の範囲の副本が請求人に送達された後に、請求人が、当該審判の請求書について、無効理由を新たに追加する補正を行ったとき、被請求人の同意がなければ、その補正が許可されることはない。
- 2 請求人が、明細書の記載不備のみを理由として特許無効審判を請求した後に、発明の進歩性を否定する証拠となる新たな公知刊行物を発見した場合、その審判の請求書の副本が被請求人に送達される前であれば、請求人は、審判長の許可を得ることにより、その審判の請求書について、その公知刊行物に基づく進歩性欠如を無効理由として新たに追加する補正をすることができる。
- 3 被請求人が審決に対する訴えの提起後に訂正審判を請求し、裁判所が審決の取消しの決定を行い、当該事件を審判官に差し戻した場合において、被請求人が、その後の訂正の請求において、その訂正審判の請求書に添付した訂正した特許請求の範囲を援用したときであっても、差し戻し後の審理において、その訂正が認められないことがある。
- 4 **甲**及び**乙**の共有に係る特許権について、**乙**と技術提携関係にある**丙**が、**甲**から特許権侵害の警告を受けた場合、**丙**は、これに対抗する手段として、**甲**のみを被請求人として、当該特許について特許無効審判を請求することができる。
- 5 請求人が証人尋問を申し出、口頭審理期日に証人尋問が予定された場合において、請求人が、理由を明らかにしないで口頭審理期日の変更を請求し、その証人尋問の申出を取り下げたとき、当該特許無効審判の請求は取り下げられたものとみなされる場合がある。

〔14〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料が、国際出願の受理の日から1月以内に支払われていない場合には、受理官庁はこれらの手数料を賄うために必要な額をその求めの日から1月以内に支払うよう出願人に求めるので、出願当初に手数料が適正に支払われなかったとしても、出願人が知らないうちに国際出願が取下げとみなされることは生じない。
- 2 国際出願日はいったん認定されると取り消されることはなく、国際出願日から4月の期間内に、特許協力条約第11条に規定する国際出願日認定の要件が満たされていないことが発見されたとしても、国際出願の取下げとみなされるだけである。
- 3 発明の単一性の要件の異議の審理には、国際調査機関は、異議申立手数料の支払いを条件とすることができる。この場合、国際調査機関の枠組みにおいて設置される検査機関がその異議を完全に正当であると認めたときは、異議申立手数料は出願人に払い戻される。また、場合により、検査機関は、一部の追加手数料を出願人に払い戻すように命ずることもある。
- 4 出願人が、当該出願人の国際出願の受理を管轄しない国内官庁に国際出願をした場合において、その国際出願が速やかに国際事務局に送付されたときは、その国際出願は当該国内官庁が受理官庁としての国際事務局に代わって受理したものとみなされる。この場合、当該国内官庁が国際出願を受理した日が、受理官庁としての国際事務局が国際出願を受理した日とされる。
- 5 願書に「出願人」又は「出願人及び発明者」として記載された者は、すべて当該願書に署名(国内法令が要求する場合には押印)しなければならないので、願書において、2人以上の出願人のうち1人のみにより署名されている場合は、受理官庁は必ず他の出願人の署名を求める。

〔15〕次の ～ の空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、意匠法第3条に関する最高裁判所昭和49年3月19日判決についてのまとまった文章になる。 ～ の空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

意匠法第3条第1項第3号は、同一又は類似の物品の意匠について□の立場からみた□を問題とするのに対し、第3条第2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、□の立場からみた□を問題とするものである。

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 当業者 | 混同の可能性 |
| | 一般需要者 | 意匠の創作性 |
| 2 | 当業者 | 美感の類否 |
| | 一般需要者 | 意匠の創作性 |
| 3 | 一般需要者 | 美感の類否 |
| | 当業者 | 意匠の着想の新しさないし独創性 |
| 4 | 一般需要者 | 混同の可能性 |
| | 当業者 | 意匠の創作性 |
| 5 | 一般需要者 | 混同の可能性 |
| | 当業者 | 意匠の着想の新しさないし独創性 |

〔16〕特許法に規定する罰則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権又は専用実施権を侵害した者は、告訴がなければ、侵害の罪により処罰されることはない。
- (ロ) 特許法の規定により特許庁から呼出しを受け出頭した者が、その理由を明らかにせずに宣誓を拒んだときは、懲役に処せられることがある。
- (ハ) 法人の従業者が、その法人の業務に関し、詐欺の行為により特許権の存続期間の延長登録を受けた場合は、その従業者が罰せられるほか、その法人に対して罰金刑が科せられる。
- (ニ) 特許に係る物以外の物の使用をさせるため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示した場合、懲役又は罰金に処せられる。
- (ホ) 特許権の侵害に係る訴訟において裁判所により秘密保持命令を受けた**甲**が、その命令を受けた者以外の者である**乙**にその命令に係る営業秘密を日本国外において開示した場合、**甲**が秘密保持命令違反の罪により処罰されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔17〕商標登録出願に関し、次の(イ)～(フ)のうち、指定商品又は指定役務とすることができないものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 調理用海水
- (ロ) 自社製品の宣伝のためのポスターの配布
- (ハ) 人工衛星
- (ニ) 印鑑登録証明書の交付
- (ホ) 建築設計業者が注文主に有償で提供する設計図面
- (ヘ) コンビニエンスストア
- (ト) 両替
- (フ) 仲裁

1 2つ

2 3つ

3 4つ

4 5つ

5 6つ

〔18〕特許出願の審査における拒絶理由の通知等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、拒絶理由の通知を特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた場合」における当該通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同第3号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をいうものとする。

- (イ) 最後の拒絶理由通知において指定された期間内に特許請求の範囲についてした補正が、誤記の訂正のみを目的とするものに該当する場合、その補正は、当該補正後の特許請求の範囲に記載した事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであることを理由として却下されることはない。
- (ロ) 最初の拒絶理由通知において指定された期間内に特許請求の範囲についての補正がなされた場合であっても、その後に行われる拒絶理由通知が、最後の拒絶理由通知となるとは限らない。
- (ハ) 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の本送達前において、最初の拒絶理由通知を受けるまでは、いつでも当該特許出願の分割をすることができる。
ただし、当該特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでもないものとする。
- (ニ) 出願審査の請求をした特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受けるまでは、いつでもその出願審査の請求を取り下げることができる。
- (ホ) 異なる特許出願人から同一の発明について同日に2以上の特許出願があった場合、審査官は、相当の期間を指定して、特許法第39条第2項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を特許出願人に命じなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔19〕特許出願についての拒絶査定不服審判における前置審査に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 前置審査において、審査官が、原査定の理由と異なる拒絶の理由を発見し、出願人に対してその拒絶の理由を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えた。この場合において、その期間内に出願人からなんら応答がなく、特許をすべき旨の査定をすることができないときは、審査官は、拒絶をすべき旨の査定をすることなく、その審査の結果を審判官に報告しなければならない。
- (ロ) 前置審査において、審査官が、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消し、特許をすべき旨の査定をしようとする場合に、審判の請求書が不適法なものであると認められたときは、その審査官は、請求人に対して、その審判の請求書の補正を命じることができる。
- (ハ) 前置審査において、拒絶査定不服審判の請求前にされた明細書の補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものではないと認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (ニ) 文献公知発明が記載された刊行物の名称が明細書に記載されていないことを理由に拒絶をすべき旨の査定がなされた。この場合において、その査定に対する拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内に当該刊行物が提出されたときは、当該請求は、前置審査に付される。
- (ホ) 前置審査において、拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内にした明細書の補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものではないと認められたときは、審査官は、常に、決定をもってその補正を却下しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔20〕**甲**社が製造して販売している香水やストッキングは、その独特の香りをもって消費者の間で広く知れ渡っている。また、その香水瓶が独特の模様を有していること、及び、その香水瓶やストッキングを入れて販売している紙箱が桃の実の皮(ピーチ・スキン)のような手触りを持っていることも、消費者の間で広く知れ渡っている。もっとも、このような手触りを持つ紙箱は、数多くの紙や紙箱の製造業者により、一般的に広く市販されているし、そのような紙箱に入れて販売されている香水やストッキングは、さまざまな事業者により、多種販売されている。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙**社が、店頭で購入した**甲**社の香水の香りの成分を分析して、**乙**社の製品の開発に役立てることは、不正競争にあたる。
- 2 **乙**社が、**甲**社の香水の独特の香りをそっくり模倣した香りの香水を製造したうえで、これを販売することは、不正競争にあたる。
- 3 **乙**社が、**甲**社の香水瓶の独特の模様をそっくり模倣した模様の香水瓶に、**乙**社の香水を充填したうえで、これを販売することは、不正競争にあたらない。
- 4 **乙**社が、ピーチ・スキンの手触りを持つ紙箱に、**甲**社のものとは香りも色も異なる香水を入れて販売することは、不正競争にあたる。
- 5 **乙**社が、**甲**社の香水やストッキングの独特の香りをそっくり模倣した香りのストッキングを製造したうえで、サンプルを店頭に表示して販売することは、不正競争にあたる。

〔21〕意匠の新規性の喪失の例外(意匠法第4条)の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、外国において公然知られるに至った意匠について、公然知られるに至った日から5月後にその国に出願をし、さらに3月後に、その出願を第一国出願としてパリ条約による優先権の主張をして、日本に意匠登録出願をするときは、その意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 2 甲は、独自に創作した意匠イを自ら刊行物に公表した後、イについての意匠登録を受ける権利を乙に譲渡し、乙がイについて意匠登録出願Aをした。この場合において、乙はAに係るイについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 3 甲は、独自に創作した意匠イを自ら刊行物に公表した後、イについて意匠法第4条に規定する要件を満たした意匠登録出願Aをした。この場合において、その公表後Aの出願前に、乙が、イを刊行物に公表していたとき、甲はAに係るイについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- 4 甲は、独自に創作した意匠イを自ら刊行物に公表した後、イについて意匠登録出願Aをした。甲は、イについて新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとするとき、Aと同時にその旨を記載した書面を特許庁長官に提出し、かつ、イがその規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面をAの出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 2以上の意匠を包含する意匠登録出願Aの一部を分割して新たな意匠登録出願Bをする場合において、Aが意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続きをしたものであるときは、Bについて同条第3項の規定により提出しなければならない書面は、その旨を願書に表示しなければ提出を省略することができない。

〔22〕特許権の効力に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「医薬品」に係る発明の特許権がある場合、その特許権の存続期間終了後に、当該特許発明に係る医薬品と有効成分が同じ医薬品を製造し、販売する目的で、その製造につき薬事法所定の承認申請をするため、その特許権の存続期間中に、当該特許発明の技術的範囲に属する医薬品を生産し、これを使用して当該申請書に添付すべき資料を得るのに必要な試験をする行為には、その特許権の効力が及ばない。
- 2 「農薬」に係る発明の特許権の存続期間が延長された場合、当該延長登録の理由となった処分においてその農薬の使用される特定の用途が定められているときには、その特許権の効力は、当該特許発明の技術的範囲に属する農薬を当該用途について実施する場合にのみ及ぶ。
- 3 「電気洗濯機」に係る発明の特許権がある場合、家庭内に設置され、日常の洗濯物の洗濯に用いられる家庭用洗濯機であっても、その家庭用洗濯機が当該特許発明の技術的範囲に属するときには、これをなんらの権原もなく業として製造し、販売する行為に、その特許権の効力が及ぶ。
- 4 「自転車」に係る特許発明の技術的範囲に属する自転車が、当該特許出願の時から日本国内にある場合、その自転車の所有者が特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を有しないときであっても、その自転車には当該特許権の効力が及ばない。
ただし、当該特許出願は、分割又は変更に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。
- 5 「洋菓子の製造装置」に係る発明の特許権がある場合、当該特許発明の技術的範囲に属する洋菓子の製造装置を使用して製造した洋菓子についても、その特許権の効力が及ぶ。

〔23〕商標権及び商標登録出願人の権利に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権の効力についての特許庁の判定は、商標権侵害訴訟の確定判決と同一の効力を有する。
- 2 他人の登録商標について先使用による商標の使用をする権利を有する者は、その使用をする権利に基づき、第三者によるその登録商標の無断使用に対して金銭的請求権を行使することができる場合がある。
- 3 商標登録出願人は、商標権の設定の登録前における他人による当該商標登録出願に係る商標の無断使用に対して、その出願について出願公開があったことをその他人が知っていたことを要件の1つとして、金銭的請求権を行使することができる場合がある。
- 4 商標権の効力は、商品の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標に及ぶ場合がある。
- 5 商標権の効力は、自己の名称の著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標に及ぶ場合がある。

[24]特許法に規定する国際特許出願又は特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際特許出願において、世界貿易機関の加盟国であるが、パリ条約の加盟国ではない国に出願された先の特許出願に基づき優先権主張をする場合には、日本においては、特許法第184条の5第1項に規定する書面とは別に、優先権主張の基礎となる出願がされた世界貿易機関の加盟国の国名及び出願日を記載した書面を特許庁長官に提出し、かつ、優先権書類を所定の期間内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 2 2人以上の出願人があり、出願人のうちの少なくとも1人が特許協力条約の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることができる。この場合、指定国における国際出願の効果は、その指定国につき出願人として表示されている者がその指定国の国内法令に基づき国内出願をする資格を有する者であるかどうかによって影響されることはない。
- 3 国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として選定される前に及び選定されている間、特許協力条約に基づく規則に定める最小限の要件を満たしていなければならないが、当該国内官庁又は政府間機関は国際予備審査機関として選定される必要はない。
- 4 国際出願が優先権の主張を伴う場合において、国際事務局が優先権書類を特許協力条約に基づく規則にいう電子図書館から入手可能なときには、出願人は、優先権書類の提出に代えて、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するように請求することができる。
- 5 日本の国内出願に基づいて優先権を主張して日本を指定国として含む国際出願をした場合、その国際出願に係る国際特許出願は日本においては日本の特許法の規定の適用を受け、所定の条件を満たせば国内優先権の主張を伴う出願となる。この場合、日本の国内出願によって日本で権利を取得するためには、国際出願をした後にいつでも日本の指定を取り下げればよい。

〔25〕組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲が、独自に創作した「一組の応接家具セット」の組物の意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた場合、Aの出願の日後、甲がAに係る組物を構成する物品である「テーブル」の意匠に類似する意匠ロについて意匠登録出願をしたとき、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲が、「一組のコーヒーセット」の組物の意匠について意匠登録出願をし、拒絶をすべき旨の査定を受けたとき、当該査定の謄本を送達された後において、その意匠登録出願の一部を分割して「砂糖入れ」の意匠についての新たな意匠登録出願とすることができる場合はない。
- 3 飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンの柄の模様が、3本合わせて1匹の猫の図形を表すときは、意匠に係る物品を「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」として、その猫の図形部分について部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- 4 甲が、複数のゴルフクラブの形状について、意匠に係る物品を「一組のゴルフクラブセット」とする組物の意匠として意匠登録を受けたときは、そのうちの1つのゴルフクラブの形状のみについて専用実施権を設定することができる場合がある。
- 5 甲が、自ら創作した意匠に係るスピーカーボックスを製造販売し、その3月後、そのスピーカーボックスを構成物品とする「一組のオーディオ機器セット」の組物の意匠について意匠登録出願をするとき、そのスピーカーボックスの意匠について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続をしなければ、そのことによって、当該組物の意匠について意匠登録を受けることができない場合がある。

〔26〕専らゲームソフトの改変にのみ用いられるメモリーカードを販売した者(以下「メモリーカードの販売業者」という。)の責任が問題となった最高裁判所の平成13年2月13日判決の説明として、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 メモリーカードの販売業者は、自らメモリーカードを用いてゲームソフトの改変を行っているわけではないから、同一性保持権の侵害について法的責任を負わない、とした。
- 2 メモリーカードの購入者が行う私的領域内における改変はそもそも同一性保持権の保護の対象ではないから、メモリーカードの販売業者は、同一性保持権の侵害について法的責任を負わない、とした。
- 3 メモリーカードの販売業者は、メモリーカードの購入者を手足としてゲームソフトの改変を行っているから、同一性保持権を侵害する者又は侵害するおそれのある者として、差止請求権に服する、とした。
- 4 メモリーカードの販売業者の行為がなければ同一性保持権侵害は生じなかったといえる以上、メモリーカードの販売業者は、メモリーカードの使用による同一性保持権の侵害を惹起(じゃっき)した者として、不法行為に基づく損害賠償責任を負う、とした。
- 5 メモリーカードの販売業者は、ゲームソフトの改変を行っているわけではないが、直接的な侵害主体に準じる立場にあるので、差止請求権に服する、とした。

〔27〕特許法に規定する審判の審理に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判において、請求人が、審判の請求書に拒絶をすべき旨の査定に対する不服の理由をなんら記載せず、その査定を取消しを求める旨の主張のみをしている場合、審判長は、その請求書について補正を命ずることなく、審決をもって審判の請求を却下することができる。
- (ロ) 審査官が進歩性欠如のみを理由として拒絶をすべき旨の査定をしている場合、その査定に対する拒絶査定不服審判においては、発明が自然法則を利用したものであるか否かや、出願が発明の単一性の要件を満たしているか否かについて、審理することができない。
- (ハ) 2以上の請求項に係る特許に関し、**甲**及び**乙**が別個に特許無効審判を請求し、審理が併合された場合、審判長は、**甲**が請求項1に係る特許の無効を主張するために提出した刊行物 **a** に記載の発明と、**乙**が請求項2に係る特許の無効を主張するために提出した刊行物 **b** に記載の発明とに基づき、請求項1又は2について、進歩性欠如の無効理由を新たに通知することができる。
- (ニ) 2以上の請求項に係る特許に関し、請求人が、請求項1に係る特許のみについて特許無効審判を請求している場合において、審判長は、請求項2に係る特許についても無効理由があると口頭審理中に判断したときは、当事者に対して、請求項2について無効理由を通知し、期間を指定して意見を申し立てる機会を与えることができる。
- (ホ) 職権による証拠調べを行い、ある製品の一般市場への販売開始が審判事件に係る特許出願の前になされたことが明白となった場合には、審判長は、当該証拠調べの結果を当事者に通知しなければならないが、意見を申し立てる機会を与える必要はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔28〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際登録に基づく商標権は、その指定商品又は指定役務が2以上あったとしても、指定商品又は指定役務ごとに分割することはできない。
- 2 国際商標登録出願について、商標法第68条の30第1項第2号に規定する、登録料に相当する額の個別手数料が適切な期間内に納付されなかった場合は、特許庁長官により出願の却下処分がされ、出願人はこれについて特許庁長官に対して不服を申し立てることができる。
- 3 事後指定による国際登録の商標権の存続期間は、国際事務局により国際登録簿に事後指定の記録がされた日から10年間であり、更新することもできる。
- 4 締約国が議定書を廃棄することにより、日本国を指定する国際登録の名義人が国際出願をする資格を失った場合であって、当該国際登録が指定されていた商品の一部について消滅したときは、その者は消滅した範囲に関して、商標法第68条の33(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)の規定に基づき、日本国で商標登録出願をすることができる。
- 5 国際商標登録出願の出願人は、日本国について国際登録で指定された商品又は役務を限定する手続を国際事務局に対して行うことができない。

〔29〕食品製造会社である**甲社**は、食品の衛生を維持するために自主規制団体によって定められた規格を採用している。この規格は、自主規制団体が指定した検査会社が、食品製造会社の製造工程を検査して認証した場合に、自主規制団体から食品製造会社に対して、認定証が発行される仕組みになっている。検査会社である**乙社**は、**甲社**の検査を担当した。**甲社**は、その製造工程を秘密に管理している。また、**乙社**は、検査に入る前に、**甲社**に対して、**甲社**の製造工程の秘密を厳に秘密に管理する旨の約束をしている。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙社**が、**甲社**の検査の過程で検査員が身につけた製造工程のチェック方法を、他の食品製造会社の製造工程のチェックにも応用することは、不正競争となる。
- 2 **乙社**の従業員**丙**から、**乙社**による検査の過程で知った**甲社**の秘密の製造工程に関する情報を、**甲社**が秘密にしている情報であることを知って入手した**丁社**が、その情報を**丁社**の製造工程に使用することは、不正競争とはならない。
- 3 **甲社**から提供された製造工程に関する情報が偽りのものであることを見逃して認証をしてしまった**乙社**が、偽りの情報に基づいて認証してしまったことを公表することは、不正競争となる。
- 4 **乙社**が、**乙社**による検査の過程で知った**甲社**の秘密の製造工程に関する情報を、他の食品製造会社である**丙社**に対するコンサルティングに際して開示することは、不正競争となる。
- 5 **乙社**による検査に際して、**甲社**が**乙社**に対して製造工程に関する偽りの情報を提供して認証を受けようとしたことを知った**甲社**の従業員**丙**が、**甲社**の管理者の同意を得ずに、無断で**乙社**に製造工程に関する真実の情報を提供することは、不正競争となる。

〔30〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における著作権及び関連する権利に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 コンピュータ・プログラムは、1971年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。
- 2 素材の編集物の保護は、当該素材自体に及んでもよいが、素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。
- 3 映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える義務を免除される。
- 4 加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。
- 5 レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

〔31〕商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録がされた後において、当該商標権者が商標法第77条第3項において準用する特許法第25条の規定により商標権を享有することができない者になったことを理由とする商標登録の無効の審判において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかったものとみなされる場合がある。
- 2 商標登録がされた後において、当該登録商標が国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと類似の商標に該当するものとなっているときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- 3 商標法第50条第1項に規定する商標登録の取消しの審判の請求人は、その審判の請求に係る指定商品が「りんご，みかん，ぶどう」からなる場合に、その審判を請求した後に指定商品「りんご」のみについて審判の請求を取り下げることとはできない。
- 4 商標法第50条第1項に規定する商標登録の取消しの審判の請求に係る登録商標が、口 - マ字からなる場合において、商標権者が、その審判の請求前5月から継続して日本国内においてその請求に係る指定商品についてその登録商標を平仮名文字で表示した商標を使用していることを証明すれば、その商標登録はその審判により取り消されることはない。
- 5 商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって他人の業務に係る役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、商標法第51条第1項に規定する商標登録の取消しの審判を請求することができるが、当該商標の使用の事実がなくなった日から5年を経過した後は、その審判の請求をすることはできない。

〔32〕共同著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲、乙及び丙の3名の研究者が共同して執筆した共著論文を公表するためには、甲乙丙の3名を著作者として表示すれば、甲は、乙及び丙の同意を得る必要はない。
- 2 小説家甲が執筆した小説の映画化のために脚本家乙が執筆した脚本は、共同著作物を構成し、甲と乙とは共同著作物の共同著作者となる。
- 3 弁理士甲と弁護士乙とが共同執筆した論文の著作権の存続期間は、原則として、この論文の公表後50年である。
- 4 画家甲と乙とが共同して描いた絵を、画商丙が甲及び乙に無断で複製してポスターとして利用している場合において、甲は、乙と共同しなければ、丙に対して著作権侵害に基づく差止めを請求することができない。
- 5 大学生甲と乙とが趣味でゲームソフトを共同制作した場合において、甲は、当該ゲームソフトの著作権の自らの持分についてであっても、乙の同意がなければ、ゲームソフト・メーカー丙に譲渡することができない。

〔33〕特許を受ける権利に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許を受ける権利は、特許出願前においては、質権の目的とすることができないが、特許出願後においては、質権の目的とすることができる。
- 2 特許を受ける権利が共有に係るとき、特許出願前においては、各共有者は、他の共有者の同意を得た場合であっても、その持分を譲渡することができない。
- 3 特許を受ける権利は、特許出願前においては、実施の事業とともにする場合に限り、譲渡により移転することができる。
- 4 特許を受ける権利が**甲**及び**乙**の共有に係るとき、特許出願後に、**甲**が**乙**の同意を得て、**甲**の持分を**丙**に譲渡した場合、**甲**から**丙**への特許を受ける権利の承継は、特許庁長官に届け出なくても、その効力を有する。
- 5 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

〔34〕意匠登録出願の先願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲が、独自に創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠法第9条第2項の協議が成立しないことを理由としてAについて拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、Aの出願の日後に、イに類似する意匠ロについて意匠登録出願をした乙は、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲が、組物の意匠イについて意匠登録出願Aをし、その出願の日後に、乙がイに類似する組物の意匠ロについて意匠登録出願Bを行った。イは組物全体として統一がないことを理由として、Aについて拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、Bに係るロは、Aの存在を理由として意匠登録を受けることができない。
- 3 甲が、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受け、Aの出願の日後に、乙がイに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bを行った。その後、イに係る意匠登録について、その登録が意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたことを理由として、その登録を無効にすべき旨の審決が確定した。この場合、乙は、ロについて、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができない。
- 4 甲が、独自に創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。乙が、Aの出願の日後、かつ、イが意匠公報に掲載される前に、イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bを行った。この場合において、イに係る意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、乙はロについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 甲が、独自にした発明について特許出願Aをし、その後Aを意匠イについての意匠登録出願Bに変更した。甲は、イと類似する、独自に創作した意匠ロについて、Aの出願日と同日に意匠登録出願Cをし、意匠登録を受けていた。このとき甲は、イについて意匠登録を受けることができる場合がある。

〔35〕特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際公開がされた後、所定の翻訳文が提出された外国語特許出願が、その後取り下げられたため、国内公表されなかった。この場合、当該外国語特許出願の明細書に記載された発明について当該外国語特許出願がいわゆる拡大された先願の地位(特許法第29条の2)を得ることはない。
- 2 外国語特許出願の出願人が、当該出願の国際公開の後に、当該出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告したときは常に、その警告後特許権の設定登録前に業としてその発明を実施した者に対し、補償金請求権を有する。
ただし、出願人と発明者は同一であり、発明を実施した者は先使用权を有しておらず、また、取下げなどにより補償金請求権がはじめから生じなかったものとみなされることはないものとする。
- 3 出願人が、特許協力条約第23条(2)の規定に基づき、国際公開の前に指定官庁である特許庁長官に対し審査を開始するよう明示の請求を行った国際特許出願については、特許法第184条の5第1項に規定する書面(該当する場合には、併せて特許法第184条の4第1項に規定する翻訳文)が提出され、所定の手数料が納付され、出願審査の請求が行われた場合、特許庁長官は、審査官に当該国際特許出願を直ちに審査させなければならない。
- 4 外国語特許出願の出願人が、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づいて、図面中に説明のない図面のみを補正した場合、国内処理基準時の属する日までに、その補正書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなくても、その図面について特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされる場合がある。
- 5 国内書面提出期間内又は翻訳文提出特例期間内に、外国語特許出願の国際出願日における請求の範囲の翻訳文を提出しなかったにもかかわらず、当該外国語特許出願が取り下げられたものとみなされない場合がある。

〔36〕特許無効審判及び延長登録無効審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許無効審判が請求された場合において、請求書に記載された請求の理由が、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定したのではなく、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでないときは、その請求書について補正が命じられることなく、審決をもって審判の請求が却下されることがある。
- 2 特許無効審判において、審判の請求以外の手続に対して当該手続は不適法であってその補正をすることができない旨の通知がされ、請求人より弁明書が提出されたが、決定をもって当該手続が却下された。この場合において、請求人がこの決定に対して不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。
- 3 医薬の特許発明について、登録された専用実施権者が、薬事法の規定による許可を受けることが必要であり当該特許発明を実施することができない期間があったことを理由に特許権の存続期間の延長登録の出願を行い、延長登録を受けた。この場合において、当該延長登録の出願人が専用実施権者であることは、延長登録無効審判における無効理由となる。
- 4 特許無効審判が請求され、答弁書が提出された後、請求の理由について補正がされ、審判長が決定をもって当該補正を許可した。この場合において、被請求人は、当該決定の取消しを求める訴訟を提起することはできないが、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることは可能である。
- 5 2以上の請求項に係る特許権について、複数の存続期間の延長登録の出願がなされ、複数の延長登録が設定されている。この場合において、すべての延長登録を無効にするには、請求項ごとではなく、延長登録ごとに延長登録無効審判の請求をしなければならない。

〔37〕商標登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 第5類「薬剤，医業」を指定商品とする医療法人**甲**の商標登録出願に関し、審査において拒絶の理由を通知されることなく、商標登録がなされた場合には、その商標登録が、商品及び役務の区分との関係で商標登録の無効の審判の請求により無効とされることはない。
- 2 第5類「薬剤，医業」を指定商品とする医療法人**甲**の商標登録出願に関し、審査官から「医業」は第44類に属する役務とされているため、拒絶の理由を通知された場合には、他に拒絶の理由がないときは、商標登録出願人は、その商標登録出願に係る願書の指定商品及び指定役務並びに商品及び役務の区分の欄の記載を第5類「薬剤」、第44類「医業」と補正する手続補正書を提出するだけで、商標登録を受けることができる。
- 3 特許庁長官は、商標登録出願に係る願書に商標登録を受けようとする商標の記載がないとき、商標登録を受けようとする者が、その商標登録出願について補完をすべきことを命じられないにもかかわらず、自発的に補完をした場合には、手続補完書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。
- 4 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち、商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部ではないものとみなされるが、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りではない。
- 5 立体商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならないから、出願後にその旨を願書へ追加記載する補正は、原則として、要旨を変更するものとして却下される。

〔38〕意匠登録出願についての補正又は補正の却下の決定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたとき、そのことにより当該意匠権を無効にする理由が生じる場合はない。
- 2 審査官による拒絶の理由の通知を受けて、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものとして補正の却下の決定がなされた場合、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をせず、かつ、補正却下決定不服審判の請求をしないときでも、当該意匠登録出願が、その拒絶の理由により拒絶されない場合がある。
- 3 願書に添付した図面についてした補正が、審査官により決定をもって却下された場合、その決定を受けた者は、その決定に不服があるとき、補正却下決定不服審判を請求することができる。
- 4 審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から30日を経過するまでは、当該意匠登録出願の審査を中止しなければならない。
- 5 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合において、当該意匠登録出願の願書の願書に「部分意匠」の欄を設けなかったときは、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、それが部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができる場合であっても、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものとして、決定をもって却下される。

〔39〕パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 同盟国が、特許出願の審査に際して、他の国における同一の発明についての特許出願に関してなされた先行技術調査の結果を参考にする事は許されない。
- 2 同盟国の司法機関が他の国の特許権の権利行使を認める事は許されない。
- 3 特許出願人が優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含む場合であって、当該同盟国の法令上発明の単一性があるときには、当該特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことは、優先権を否認する理由とはならない。
- 4 同盟国は、ある物の製造方法について特許を取得した権利者に対し、その物が輸入された場合に輸入及び販売の差止を求めることのできる権利を与えなければならない。
- 5 同盟国は、当該同盟国において特許を受けている発明を当該同盟国に一時的に入った他の同盟国の航空機に積載された第三国向けの貨物に関して使用することについて、当該特許に係る権利を侵害するものとしてはならない。

〔40〕商標権の侵害に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 他人の商標登録に係る指定商品と類似する商品に当該登録商標と類似する商標が付されたものを贈与する行為は、当該商標権を侵害するものとみなされることはない。
- (ロ) 他人の商標登録に係る指定商品と類似する商品に当該登録商標と類似する商標が付されたものを所持する行為は、当該商標権を侵害するものとみなされることがある。
- (ハ) 他人の商標登録に係る指定商品と類似する商品に付するために、当該登録商標と類似する商標が印刷されたラベルを輸入する行為は、当該商標権を侵害するものとみなされることはない。
- (ニ) 他人の商標登録に係る指定役務と類似する役務の提供に当たって、その役務を提供する店舗の店頭で、立体商標からなる当該登録商標と類似する人形を展示することは、当該商標権を侵害するものとみなされることはない。
- (ホ) 他人の防護標章登録に係る指定商品に当該登録防護標章と類似する標章(ただし、商標法第70条第2項により同一と認められることがないもの。)が付されたものを譲渡する行為は、当該商標権を侵害するものとみなされることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔41〕特許法に規定する手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許法第30条の発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた先の特許出願を優先権の主張の基礎として特許出願をした場合、その優先権の主張を伴う特許出願と同時に、同規定の適用を受けようとする旨の書面及び同法第29条第1項各号の一に該当するに至った発明が同規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面が特許庁長官に提出されたものとみなされる。
- 2 実用新案登録に基づく特許出願については、当該特許出願の分割をして新たな特許出願をすることができる場合がある。
- 3 訂正審判において、特許法第156条第1項に規定する審理の終結の通知があった後であっても、当該訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる場合がある。
- 4 パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願の分割をして新たな特許出願をする場合、その新たな特許出願と同時に当該優先権の主張をするための手続をしなくとも、その新たな特許出願について当該優先権の利益を享受することができる場合がある。
- 5 国際特許出願に係る発明について、特許法第30条の発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、同規定の適用を受けようとする旨の書面及び同法第29条第1項各号の一に該当するに至った発明が同規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を、国内処理基準時の属する日後30日以内に特許庁長官に提出することができる。

〔42〕次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法による不正競争に対する救済についてのまとまった文章になる。

~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、次のうち、最も適切なものは、どれか。

不正競争防止法は、不正競争となるべき行為を規定し、その行為を行った者に対する差止請求、損害賠償請求を認めている。差止請求では、侵害行為を組成した物の廃棄や□□□□などを請求することができる。損害賠償の請求では、損害賠償額の推定規定があり、□□□□、□□□□、□□□□に関する不正競争行為について、その侵害行為を組成した物を譲渡した場合には、その譲渡数量を基準とする損害賠償額の推定規定がある。□□□□、□□□□、□□□□に関する不正競争行為については、刑事罰の規定もある。

- | | | |
|---|------------------------------------|-------------------|
| 1 | 侵害行為を組成した物の引渡
商品の形態
原産地の表示 | 商品等表示
技術上の営業秘密 |
| 2 | 侵害行為に供した設備の除却
原産地の表示
営業秘密 | ドメイン名
商品の形態 |
| 3 | 侵害行為を組成した物の引渡
商品の形態
技術上の営業秘密 | 商品等表示
営業秘密 |
| 4 | 侵害行為に供した設備の除却
商品の形態
原産地の表示 | 商品等表示
技術上の営業秘密 |
| 5 | 侵害行為を組成した物の引渡
ドメイン名
商品の形態 | 商品等表示
原産地の表示 |

〔43〕関連意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権が相続人の不存在により消滅した場合、同時に消滅する。
- (ロ) 関連意匠の意匠登録出願をする者の手数料及び関連意匠の意匠権の登録料は、通常の意匠登録出願の場合に比べて低く設定されている。
- (ハ) 本意匠の意匠権について専用実施権を設定する場合は、すべての関連意匠の意匠権にも同一の者に対して同時に専用実施権を設定しなければならない。
- (ニ) 甲が、意匠イ並びにイを本意匠とする関連意匠ロ及びハについて意匠登録を受けている場合、ロがイに類似せず、かつ、ハに類似することを理由として、ロの意匠登録について意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ホ) 甲が、意匠イについての意匠登録出願Aと、意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bを行う場合において、A及びBがパリ条約による優先権の主張を伴うものであるときは、出願日が同日であるか否かは第一国の出願日を基準として判断される。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[44] 特許法に規定する審決取消訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許を受ける権利の共有者が、共同して拒絶査定不服審判を請求し、請求は成り立たない旨の審決を受けた場合、各共有者は単独で審決取消訴訟を提起することができる。
- 2 請求は成り立たない旨の審決の謄本が、審判を請求した者に対し、ある年の5月15日(月曜日)に送達された場合、その審決に対する審決取消訴訟を同年6月15日(木曜日)に提起することができる。
ただし、審決取消訴訟の提起のための付加期間は定められていないものとする。
- 3 審決取消訴訟において、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体でする際には、当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 審決取消訴訟において、裁判所は、審判の手續で審理判断されていた刊行物記載の発明のもつ意義を明らかにするため、審判の手續に現れていなかった資料に基づき、当該特許出願当時における当業者の技術常識を認定することができる。
- 5 特許無効審判についての審決取消訴訟において、審決取消しの判決が確定したとき、改めて行われる特許無効審判手續の審判官は、当該取消判決の拘束力の及ぶ判決理由中の認定判断につき、その判決を不服とする当事者が従前の主張を裏付ける新たな証拠を提出した場合に限り、当該認定判断が誤りであるとの主張をすることを許すことができる。

〔45〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際商標登録出願に係る商標について、商標法第9条第1項の規定による博覧会への出品等に基づく出願時の特例の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面並びにその出願に係る商標及び商品が当該博覧会への出品に係る商標及び商品であることを証明する書面を、国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 2 商標法第68条の10第1項に規定するいわゆる国際登録による国内登録の代替において、国内登録が商標法第9条の3に規定するパリ条約第4条の規定の例による優先権主張を伴う商標登録出願に係るものであるときは、代替した国際登録に係る国際商標登録出願についても、優先権主張手続を再度行うことなく優先権が認められる。
- 3 特許庁長官は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に係る書類等(願書を含む。)の記載事項に明白な不備がある場合であっても、その記載事項に係る手続の補正を命じることができない。
- 4 国際登録に係る商標権であったものについての国際登録の取消し後の商標登録出願については、その出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から10年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは、商標法第18条第2項所定の登録料を納付することなく、商標権の設定の登録がされる。
- 5 国際登録に係る商標権であったものについての国際登録の取消し後の商標登録出願及び議定書の廃棄後の商標登録出願については、商標法第10条(商標登録出願の分割)の規定は適用しない。

〔46〕特許法第41条の規定による優先権の主張(特許出願等に基づく優先権主張)に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、国際出願に係るものではなく、特に文中に示した場合を除き、外国語書面出願でも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、また、他のいかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 出願公開の請求をし、出願公開がされた特許出願は、優先権の主張の基礎とすることができる場合はない。
- (ロ) 実用新案登録に基づく特許出願は、優先権の主張の基礎とすることができる場合はない。
- (ハ) 特許出願後に、その特許出願に係る発明についての特許を受ける権利を承継し、特許庁長官に届け出た者は、当該特許出願を基礎として優先権の主張をすることができる。
- (ニ) 外国語書面出願の外国語書面の日本語による翻訳文が、当該特許出願の日から2月以内に提出されず、その特許出願が取り下げられたものとみなされたときは、当該期間の経過後に当該特許出願を基礎として優先権の主張をすることができる場合はない。
- (ホ) 発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする優先権の主張を伴って発明イ、ロについて特許出願Bをした。その後、Bの分割をして、発明イについて特許出願Cをした場合、特許法第39条(先願)の規定の適用については、CはAの出願の時にされたものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔47〕実演家の著作隣接権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 映画に出演した俳優は、映画のDVD化にあたって、録画権を主張することはできない。
- 2 実演家に与えられる実演家の人格権は、氏名表示権と同一性保持権のみであり、実演家に公表権は与えられていない。
- 3 実演家は、その実演の改変によって実演家の名誉又は声望を害される場合でなければ、同一性保持権侵害の主張をできない。
- 4 映画に出演した俳優は、その映画のDVDの最初の販売の日から1月以上12月を超えない範囲で政令の定める期間は、実演家として、その映画のDVDの貸与について貸与権を有するが、その期間を経過した後は、排他権のない報酬請求権を有するにすぎない。
- 5 バイオリニストの演奏が録音されている市販の音楽CDを用いて、その演奏をラジオで放送する場合には、そのバイオリニストの許諾を得る必要はない。

〔48〕意匠登録出願の分割又は変更に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠法第8条の規定を満たさない組物の意匠の意匠登録出願を分割して、その組物を構成する1つの物品の意匠についての新たな意匠登録出願とし、その後、残りの物品の意匠について意匠登録出願の分割をすることができる場合がある。
- (ロ) 2以上の意匠を包含する意匠登録出願を実用新案登録出願に変更する場合、その意匠登録出願を各意匠ごとの新たな意匠登録出願に分割した後でなければ変更することはできない。
- (ハ) 2以上の意匠を包含する意匠登録出願について、拒絶査定不服審判の審決に対する訴えが裁判所に係属しているときは、その意匠登録出願の分割をすることができる。
- (ニ) パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Aをし、優先権の主張の基礎となる第一国出願の日から10月後にAを意匠登録出願Bに変更するとき、Bについてその第一国出願に基づくパリ条約による優先権が認められる場合がある。
- (ホ) 立体商標についての商標登録出願を意匠登録出願に変更することは、意匠法第13条(出願の変更)に規定する出願の変更として認められる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[49] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、各同盟国の法令の定めるところにより、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることがある。
- 2 同盟に属しない国の国民であって、いずれかの同盟国の領域内に住所を有するものは、同盟国の国民とみなす。
- 3 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。
- 4 工業所有権の語は、家畜についても用いられる。
- 5 特許には、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。

〔50〕商標登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 「コーヒー、ココア、紅茶」を指定商品とする商標登録出願に係る商標が、これらの商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であった場合に、「コーヒー」、「ココア」についてその商標を使用した結果、その商標を需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるようになれば、「紅茶」について使用した証拠を提出しなくても、その商標登録出願は、その商標が商標法第3条第1項第3号の規定に該当するものとして、拒絶されることはない。
- (ロ) 商標登録出願において指定する役務について、その役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、商標法第3条第2項に規定する商標に該当するものとして、商標登録を受けることができる場合はない。
- (ハ) 商標法第7条の2第1項に規定する組合等に該当する事業協同組合は、その構成員に使用をさせる商標であって、地域の名称及びその構成員の業務に係る商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字からなる地域団体商標を商標登録出願した場合には、その商標が、その出願の指定商品について慣用されている商標であっても、商標登録を受けることができる。
- (ニ) 単なる直線や円、又は球や直方体などのありふれた立体的形状のみからなる商標は、商標法第3条第1項第5号の規定に該当する。
- (ホ) 「鈴木」はありふれた氏であり、「一郎」もありふれた名であると判断された場合、これらを普通に用いられる方法で「鈴木一郎」と表示する標章のみからなる商標は、商標法第3条第2項に規定する商標に該当する場合を除いて、商標登録されることはない。

- 1 (イ)と(ニ)
- 2 (ロ)と(ハ)
- 3 (ハ)と(ホ)
- 4 (イ)と(ホ)
- 5 (ロ)と(ニ)

〔51〕特許法に規定する訂正審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、願書に発明者の氏名を誤って記載しているとき、特許無効審判が特許庁に係属していることなどにより訂正審判を請求することができない期間を除き、当該誤記の訂正を目的として、訂正審判を請求することができる。
- (ロ) 訂正審判は、特許権の消滅後においても、その消滅の理由にかかわらず請求することができる。
- (ハ) 訂正審判において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、明りょうでない記載の釈明を目的とする場合も、誤記又は誤訳の訂正を目的とする場合も、その訂正後の発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであること、及びその訂正が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であることが必要である。
- (ニ) 訂正審判において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正、明りょうでない記載の釈明を目的とするものに限られる。
- (ホ) 特許権者が訂正審判を請求するとき、承諾を要する者は、専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者のみである。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔52〕特許発明の技術的範囲に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許請求の範囲の請求項の記載が機能的な表現を含んでいる場合、その請求項に係る特許発明の技術的範囲は、常に願書に添付した明細書に記載した実施例に限定して定められる。
- 2 特許庁の判定においては、特許発明の技術的範囲を認定するために、願書に添付した要約書の記載を考慮することができる。
- 3 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載のみに基づいて定めなければならないが、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないなどの特段の事情がある場合に限り、願書に添付した明細書の記載を考慮して特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈することができる。
- 4 特許庁の判定においては、具体的な製品が他人の特許発明の技術的範囲に属するか否かについての判断を求めることができる。
- 5 特許権侵害訴訟においては、特許発明の技術的範囲を認定するために、当該特許に係る出願の経過を参酌することができない。

〔53〕秘密意匠に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲が、意匠登録出願と同時に3年の期間を指定して意匠を秘密にすることを請求し、その意匠について意匠登録を受けた。その後、乙が甲の当該意匠権を侵害したとき、その侵害の行為がその意匠権の設定の登録の日から3年以内になされたとしても、その侵害の行為について過失があったものと推定される場合がある。
- 2 意匠イについての意匠登録出願Aと、イを本意匠とする関連意匠ロについての意匠登録出願Bがなされ、かつ、イについてのみ秘密にすることが請求されている場合において、ロについて意匠権の設定の登録があったときは、イの秘密請求期間内であっても、Bに関する「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」を意匠公報に掲載しなければならない。
- 3 2以上の意匠登録出願について、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立しないことを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、その中に意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、それらの意匠登録出願のすべてに関する「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」は、当該査定が確定した日から秘密請求期間の間は秘密とされる。
- 4 甲が、第一国出願に通常の意匠登録出願をし、その後、日本において当該意匠に係る物品を販売していた場合において、その意匠についてパリ条約による優先権の主張を伴う日本への意匠登録出願をするとき、その意匠を秘密にすることを請求できる場合はない。
- 5 実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した場合、その意匠登録出願が意匠法第13条(出願の変更)に規定する要件を満たしたものであるとき、当該意匠登録出願人は、当該意匠を秘密にすることを請求できる場合はない。

〔54〕次の ～ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法と著作権法による複製を防止する技術的手段についてのまとまった文章になる。 ～ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、次のうち、最も適切なものは、どれか。

著作権によって 音楽CDに施されている複製を防止する技術的手段については、その技術的手段 を有する を販売することは、不正競争防止法によって不正競争行為とされ、その販売者に対して ものとされている。なお、その販売者に対しては、著作権法によって、 。

- 1 保護されている に反応しない機能装置
差止請求、損害賠償請求ができる
刑事罰が課されるものとされている
- 2 保護されているかいないかにかかわらず を無効化する機能のみ装置
差止請求、損害賠償請求ができ、刑事罰が課される
差止請求はできないが、刑事罰が課されるものとされている
- 3 保護されている を無効化する機能のみ装置やプログラムの記録媒体
差止請求、損害賠償請求ができる
刑事罰が課されるものとされている
- 4 保護されているかいないかにかかわらず に反応しない機能装置
刑事罰が課される
刑事罰が課されていない
- 5 保護されている を無効化する機能のみ装置やプログラムの記録媒体
刑事罰が課される
差止請求、損害賠償請求ができるものとされている

〔55〕マドリッド協定の議定書に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 締約国 X にある標章登録の名義人が、締約国 Y の国民であり、締約国 Z に住所を有する場合、その者が X 国の当該標章登録を基礎登録として、Y 国あるいは Z 国の官庁を本国官庁として国際出願することは認められない。
- 2 国内法令上、指定できる商品又はサービスを一定数までに制限している締約国において、国際登録がそれを超える数の商品又はサービスを指定している場合、当該締約国の官庁がそのことのみを理由に拒絶の通報をすることは、たとえ部分的な拒絶であっても認められない。
- 3 基礎出願が登録され、国際登録の日から 5 年の期間の満了前に、当該基礎出願に係る登録に対して取消しを求める申立てがされ、当該基礎出願に係る登録が、当該 5 年の期間の満了後に、指定された全商品について確定的に取り消された場合は、国際登録による標章の保護については主張することができない。
- 4 拒絶の通報を行う期間を 18 月とする旨の宣言を行っておらず、領域指定の通報が行われた日から 1 年以内に拒絶の通報をする締約国において、拒絶が異議の申立ての結果行われる場合には、1 年の期間の満了後でも拒絶の通報がされることがある。
- 5 国際登録について、パリ条約第 4 条に規定する優先権を有するためには、国際出願の願書には、少なくとも先の出願が提出された官庁の名称及び先の出願の日付を記載する必要がある。

〔56〕 地域団体商標に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 地域の名称及び商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称に「本家」、「元祖」又は「特選」の文字が加わった商標は、地域団体商標として商標登録を受けることができる。
- (ロ) 地域団体商標の商標登録を受けることができる者には、民法第34条の規定により設立された社団法人は含まれない。
- (ハ) 地域の名称のみからなる商標については、地域団体商標の商標登録を受けることができる場合はない。
- (ニ) 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標に含まれる商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称が、当該指定商品又は指定役務と一致している場合であっても、その商標について商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、拒絶の理由を通知される場合がある。
- (ホ) 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標に含まれる地域の名称には、旧地名、旧国名、河川・山岳・湖沼の名称、海域名及びその他の地理的名称が含まれる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔57〕甲が自らした発明イ、ロについて特許出願Aをした日後、Aの出願公開前に、乙が自らした発明イについて特許出願Bをした場合において、特許法第29条の2の規定(いわゆる拡大された範囲の先願)に関し、次の(イ)～(ロ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

(イ) Bの出願の日後、甲がAの願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面について補正をし、発明ロのみが当該補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されることとなった。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

(ロ) Bの出願の日後、Aに係る特許を受ける権利を甲が乙に譲渡し、その旨を特許庁長官に届け出をし、その後、Aについて出願公開がされた。この場合、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

(ハ) Aについて出願公開がされていても、Aの出願の日から3年以内に出願審査の請求がされなかった場合、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

(ニ) Bの出願の日後、甲は、特許出願Aを基礎とする優先権の主張を伴って発明ロ及び自らした発明ハのみが明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された特許出願Cをし、Cについて出願公開がされた。この場合、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶される。

ただし、Aを基礎とする優先権の主張は取り下げられておらず、Aについて出願審査の請求も、出願公開の請求もされていないものとする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔58〕 実用新案登録無効審判及び実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録無効審判が請求された後に、当該実用新案登録に基づく特許出願がされた場合において、当該特許出願が特許庁に係属している間に当該実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該特許出願は、不適法なものとして却下される。
- 2 甲が2以上の請求項に係る実用新案登録の1の請求項に対して実用新案登録無効審判を請求し、実用新案権者乙は、答弁書提出期間内に、当該1の請求項についてのみ、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をした。その後、丙が他の請求項に対して実用新案登録無効審判を請求し、答弁書提出期間が指定された。この場合において、乙は、その指定期間内に、当該他の請求項について、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をすることができる。
- 3 2以上の請求項に係る実用新案登録であって単一性の要件を満たさないものに対して、進歩性欠如を理由として実用新案登録無効審判が請求され、答弁書提出期間が指定された。この場合において、その指定期間が最初に指定されたものであるときは、その指定期間内に、当該実用新案登録に基づく特許出願を2以上することができる。
- 4 実用新案登録無効審判において答弁書提出期間が指定され、その指定期間内に当該実用新案登録に基づく特許出願がされ、その旨が審判請求人に通知された。この場合、当該通知を受けた日から6月を経過した後は、その責めに帰することのできない理由があるときであっても、相手方の承諾を得ずに当該審判の請求の取下げができることはない。
- 5 実用新案登録無効審判が請求され、利害関係を有する者がその審判に参加した後、当該実用新案登録に基づく特許出願がされ、その旨が審判請求人及び参加人に通知された。その後、審判請求人がその請求を取り下げるとともに審判の請求の手数料の返還を請求した場合において、参加人は、その特許出願がされた旨の通知を受けた日から1年を経過した後であっても、参加の申請の手数料の返還を請求することができることがある。

〔59〕 次の(イ)～(ホ)のうち、侵害行為となりえないものは、いくつあるか。

- (イ) 業として登録意匠に係る物品を使用する行為
- (ロ) 業として登録意匠に係る物品の譲渡の申出をする行為
- (ハ) 業として登録意匠に係る物品を譲渡のために所持する行為
- (ニ) 業として登録意匠に係る物品を譲渡する行為
- (ホ) 業として登録意匠に係る物品を輸出する行為

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔60〕著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 コンピュータ・プログラムでも著作物とならないものもある。
- 2 小説の主人公であるシャーロック・ホームズのキャラクターは著作物ではない。
- 3 住宅メーカーのカタログに掲載されている一般住宅は、建築の著作物である。
- 4 交通標語であっても、著作物であるという事はありうる。
- 5 手書きの住所録はデータベースの著作物ではない。